一般財団法人神奈川県駐労福祉センター定款

第1章　総則

（名称）
第1条　この法人は、一般財団法人神奈川県駐労福祉センターと称する。

（事務所）
第2条　この法人は、主たる事務所を神奈川県綾瀬市に置く。
２　この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章　目的及び事業

（目的）
第3条　日米安全保障体制はわが国防衛の柱であり、在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核的要素である。その在日米軍施設で勤務している駐留軍関係従業員は、日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上において、その一翼を担っており重要な役割を果たしている。
しかし、駐留軍関係従業員は、米軍人などの指揮監督の下に、言語、習慣などの異なる環境で勤務するという、特殊かつ不安定な労働状況下におかれている。
そこで、当法人は、神奈川県内の駐留軍関係従業員及びその離職者並びにそれらの家族の離職対策及び福祉対策事業を行うとともに県民の福祉事業を行い 、もって駐留軍関係従業員等及び県民の福祉の向上並びに生活の安定を図ることを目的とする。

（事業）
第4条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)無料職業紹介事業及び求人開拓事業
(2)生活安定等相談事業
(3)慶弔金等の福祉扶助事業
(4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
２　前項に規定する事業は、神奈川県内において行うものとする。

第3章　資産及び会計

（基本財産）
第5条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。
２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは 、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）
第6条　この法人の事業年度は、毎年 ４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第7条　この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成 し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第8条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（1）事業報告
（2）事業報告の附属明細書
（3）貸借対照表
（4）損益計算書（正味財産増減計算書）
（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し 、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置くとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置くものとする。

第4章　評議員

（評議員）
第9条　この法人に、評議員４人以上８人以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第10条　評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

（評議員の任期）
第11条　評議員の任期は 、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した 評議員の補欠として選任された評議員の任期は 、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は 、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）
第12条　評議員に対して 、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章　評議員会

（構成）

第13条　評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

（権限）

第14条　評議員会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任及び解任

（2）理事長、副理事長及び専務理事の報酬等の額

（3）評議員に対する報酬等の支給の基準

（4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（5）定款の変更

（6）残余財産の処分

（7）基本財産の処分又は除外の承認

（8）その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第15条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第16条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第17条　評議員会の議長は、当該評議員会において出席評議員の中から選出する。

（決議）

第18条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）定款の変更

（3）基本財産の処分又は除外の承認

（4）その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては 、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第19条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２人が記名押印しなければならない。

第6章　役　員

（役員の設置）
第20条　この法人に、次の役員を置く。
（1）　理事　４人以上８人以内
（2）　監事　２人以内
２　理事のうち、１名を理事長、１名を副理事長，１名を専務理事とする。
３　前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって、同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第21条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより 、この法人を代表しその業務を執行する。副理事長及び専務理事は、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）
第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は 、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め 、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第24条 理事の任期は 、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は 、第20条に定める定数に足りなくなるときは 、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（報酬等）
第26条 役員に対して、評議員会において、別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

（構成）
第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第28条 理事会は、次の職務を行う。
（1） この法人の業務執行の決定
（2） 理事の職務の執行の監督
（3） 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

（招集）
第29条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

（決議）
第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）
第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

（解散）
第33条 この法人は 、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属等）
第34条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は 、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人 又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
２　この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第35条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附　則

１　この定款は 、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は、櫻井　勳とする。

４　この法人の最初の副理事長は、三影　憲一とする。

５　この法人の最初の専務理事は、田中　宗雄とする。

６　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

乙川　寛喜	飯島　智幸
濱岡　弘子	佐藤　潔
東村　善友	長田　喜樹
田中　洋行	山代　節